

レンタカー事業者証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー事業」という。）の許可を受けた事業者であることを証する書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー型カーシェアリング（同項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）の乗り捨て（ワンウェイ）方式（以下「ワンウェイ方式」という。）実施事業者については、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行っている事業者であることを証するための書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」といい、レンタカー事業者証明書と合わせて「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者とする。

2 ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象は、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施にかかる届出を運輸支局長に提出した者とする。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

(1) レンタカー事業者証明書（様式1-1号）

(2) ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式1-2号）

(交付の申請)

第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。

2 レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行った事業者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。

3 前二項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(証明書の交付)

第5条 運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、証明書を、原則として、申請から7日以内に交付するものとする。

2 レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の規定による申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付する。

3 運輸支局長は、前二項の規定による証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳(様式第3号)に登録するものとする。

(有効期限等)

第6条 証明書の有効期限は、交付日から起算し、5年間とする。

2 証明書の有効範囲は、発行元の運輸支局及びその管轄区域を所管する軽自動車検査協会各事務所とする。

3 レンタカー事業者は、証明書の有効期限及び有効範囲においてレンタカー登録等(マイクロバスを除く)の登録等関係書類に証明書の写しを添付することでレンタカー事業者であることを証することができる。

(証明書の記載事項変更)

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名若しくは名称又は住所に変更を生じたときは、レンタカー事業者証明書交付等申請書(様式第2号)に必要事項を記載し、発行済みの証明書等を添えて、発行元の運輸支局長に申請し、変更後の内容が記載された証明書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の更新)

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。

2 前項の規定による更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 前二項の規定により更新する証明書の有効期限は、従前の有効期限から新たに5年間とする。

(証明書の再交付)

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書(様式第2号)に再交付を受ける発行済みのレンタカー事業者証明書等を添付(紛失を除く)し、速やかに発行元の運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

また、作成した写しがある場合は交付を受けた者の責任により処分することとする。

2 前項の規定により再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の返納)

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業の取り消し及びレンタカー事業又はレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式を廃止したときは、当該証明書を発行した運輸支局長に返納しなければならない。

(証明書の失効)

第11条 証明書は次に掲げるいずれかの場合に効力を失効し、証明書としてレンタカー登録に使用することができない。

また、作成した写しがある場合は交付を受けた者の責任により処分することとする。

(1) 証明書の交付を受けた者がレンタカー事業の取り消し及びレンタカー事業又はレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式を廃止した場合

(2) 証明書に記載の有効期限を経過した場合

(濫用の禁止)

第12条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 当該証明書はレンタカー登録に必要な申請数を上回る写しの作成をしてはならない。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

交付番号第
年 月 日

函館

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	
貸渡人の住所	
有効期限	

運輸支局
管内有効

【注意事項】

- 1) 本証明書は、北海道運輸局函館運輸支局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。
- 2) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
- 6) **本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車）の登録等には使用出来ません。**
- 7) **マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録の際には、輸送担当に確認を受けた手数料納付書等を登録等関係書類に添付すること。**
- 8) **車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分、（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。**
- 9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ北海道運輸局函館運輸支局長に対して届け出ること。
- 10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 11) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 12) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに必ず提出すること。
- 13) マイクロバス1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

北海道運輸局
函館運輸支局長

※確認印欄

【証明書発行元】北海道運輸局函館運輸支局 輸送担当 TEL：0138-49-8863

※バス・霊柩車の登録には使用不可

函館

ワンウェイ方式実施事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	
貸渡人の住所	
有効期限	

運輸支局
管内有効

【注意事項】

- 1) 本証明書は、北海道運輸局函館運輸支局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。
- 2) ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
- 6) **本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車）の登録等には使用出来ません。**
- 7) **マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録の際には、輸送担当に確認を受けた手数料納付書等を登録等関係書類に添付すること。**
- 8) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分、（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。
- 9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対して届け出ること。
- 10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 11) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 12) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに必ず提出すること。
- 13) マイクロバス1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

北海道運輸局
函館運輸支局長

※確認印欄

【証明書発行元】北海道運輸局函館運輸支局 輸送担当 TEL:0138-49-8863

※バス・霊柩車の登録には使用不可

レンタカー事業者証明書交付等申請書

函館運輸支局長 あて

(北海道運輸局使用欄)	
レンタカー事業者証明書	ワンウェイ方式実施事業者証明書

申請日	
-----	--

氏名又は名称		代表者名	
住所	〒 -		
電話番号		担当者名	

申請区分 (該当する申請区分に○をつけて下さい)									
<input type="checkbox"/>	新規交付	<input type="checkbox"/>	記載事項変更	<input type="checkbox"/>	更新	<input type="checkbox"/>	再交付	<input type="checkbox"/>	ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付

変更の内容 (貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。)	
新	旧

再交付理由 (「再交付」の場合は、該当する理由に○をつけて下さい。)						
<input type="checkbox"/>	紛失	<input type="checkbox"/>	毀損	<input type="checkbox"/>	その他	【その他の場合具体的に記載して下さい。】

宣誓書 (※以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。)	
<input type="checkbox"/>	毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
<input type="checkbox"/>	レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
<input type="checkbox"/>	道路運送法その他の法令及びレンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

